

【フラット35】の団信が生まれ変わります！

【フラット35】と【団信】が一つになってリニューアル^(注1)

(平成29年10月1日【フラット35】申込受付分から取扱開始)

リニューアル¹ 団信特約料を別払い ⇒ 別払い不要

現在

月々の【フラット 35】のお支払いとは別に、機構団信の特約料を年1回お支払いいただく必要があります。

平成 29 年 10 月～

月々の【フラット 35】のお支払いに団信加入に必要な費用が含まれ、特約料のお支払いが不要となります。

リニューアル² 保障内容が充実します^(注2)

現在

機構団信の
保障範囲

高度障害

死 亡

3 大疾病付機構団信の
保障範囲

3 大疾病

高度障害

死 亡

平成 29 年 10 月～

新機構団信の
保障範囲

身体障害保障

死 亡

国内団信初^(注3)

新 3 大疾病付機構団信の
保障範囲

介護保障

3 大疾病

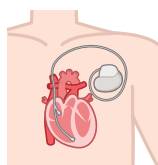
身体障害保障

死 亡

追加

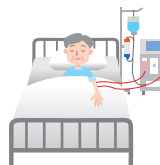
保障内容を【高度障害保障】から【身体障害保障】に見直すことで新たに保障対象になる事例^(注2)

※詳しくは、フラット 35 サイト (<http://www.flat35.com>) をご覧ください。



例えば……

ペースメーカを植え込み、
自己の身の日常生活活動が極度に制限されている (1 級)



例えば……

人工透析を受けており、
自己の身の日常生活活動が極度に制限されている (1 級)

※() 内は身体障害認定の等級

(注 1) 健康上の理由その他の事情で新機構団信にご加入されないお客さまも【フラット35】はご利用いただけます。

(注 2) 身体障害保障は、身体障害者福祉法に定める障害等級 (1・2 級) の「身体障害者手帳」を交付されることが支払要件となります。このため、現在の機構団信が保障する高度障害状態の一部については、新機構団信では保障対象ではなくなるものがあります。保障内容については、フラット35サイト (<http://www.flat35.com>) をご覧ください。ご利用にあたっては『新機構団信制度申込書兼告知書』に添付される『重要事項説明(「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」)』をご確認ください。

(注 3) 住宅ローンの借入れに際して加入する団信で身体障害状態(身体障害者福祉法に定める身体障害状態)が保障対象となるのは、国内で初めて(平成29年2月1日現在)となります(機構団体信用生命保険地域幹事生命保険会社調べ)。

【参考】【フラット35】の総支払額の比較

新制度では、団信の保障内容の充実に加え、団信加入に必要な費用も軽減されます。

	ローンの総支払額	団信特約料の総支払額	総支払額合計※2
現在	約 3,628 万円	約 204 万円	約 3,832 万円
新制度	約 3,797 万円	不 要	約 3,797 万円

約 ▲35 万円

試算の前提条件

借入額 3,000 万円、借入期間 35 年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利※1「現在」:年 1.12%、「新制度」:年 1.40%、機構団信（新機構団信）に 1 人で加入

※1 借入金利は、試算のために作成した仮の数値であり、実際に借入れできる金利ではありません。「新制度」の借入金利は、「現在」の借入金利と同一の条件で新制度とした場合の試算であり、借入金利に団信加入に必要な費用が含まれています。

※2 総支払額合計には、融資手数料、物件検査費用、火災保険等は含まれず、別途お客さま負担となります。

【重要】新制度をご利用いただく際のご注意点

1 平成 29 年 9 月 30 日までに【フラット 35】をお申込みのお客さま

- 新制度の利用をご希望される場合には、平成 29 年 10 月 1 日以後に改めてお申込みの手続きが必要となります（注1）。
- この場合、改めてご融資の審査をいたします。取扱金融機関の審査または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、従前の審査結果にかかわらず、お客さまのご希望にそえない場合があります。また、新たなお申込みの審査結果を踏まえ、従前のお申込みについても、その審査結果にかかわらずご融資をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 デュエット（夫婦連生）、3 大疾病付へのご加入を希望されるお客さま

- 新機構団信のデュエット（夫婦連生）の場合は、新機構団信付きの【フラット 35】の「借入金利+0.18%」でご利用いただけます。
- 新 3 大疾病付機構団信の場合は、新機構団信付きの【フラット 35】の「借入金利+0.24%」でご利用いただけます。

3 健康上の理由その他の事情で団信にご加入されないお客さま

- 【フラット 35】のご利用は可能です（注2）。

（注1）【フラット 35】S をご利用される場合は、平成 29 年 10 月 1 日以後のお申込みに適用される金利引下げ幅は年▲0.25%となります（平成 29 年 9 月 30 日までのお申込みに適用される年▲0.3%の金利引下げ幅は適用できません。）。

（注2）この場合の借入金利は、新機構団信付きの【フラット 35】の「借入金利-0.2%」となります。

お客様コールセンター

ハロー フラット 35

0120-0860-35

営業時間：毎日 9:00 ~ 17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号へおかけください。

048-615-0420（通話料金がかかります）



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

〔フラット 35 サイト〕
www.flat35.com

フラット 35

検索

【フラット35】サイト
QRコード



- 月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。